



島根県報

平成19年 4月13日 (金)
第 1,870 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

地方税法第700条の6の4の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
保育士登録に係る手数料の徴収事務及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	(青 少 年 家 庭 課)	2
保育士登録に係る手数料の徴収事務及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	(")	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(")	3
換地処分 (2 件)	(農 村 整 備 課)	3
土地改良事業計画書の縦覧	(")	4
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	4
内水面における遊漁規則の変更の認可	(水 産 課)	5
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	7
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	(建 築 住 宅 課)	8
包括外部監査契約の締結	(監 査 委 員 事 務 局)	8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	9
都市計画決定の図書の縦覧 (3 件)	(都 市 計 画 課)	9
都市計画変更の図書の縦覧 (3 件)	(")	10
開発行為に関する工事の完了 (2 件)	(")	11

内水面漁管委告示

平成19年度水産動植物の増殖計画		11
------------------	--	----

正 誤

平成15年 3月28日付け島根県報第1,456号中	(道 路 維 持 課)	13
平成19年 3月30日付け島根県報号外第32号中	(人 事 委 員 会)	14

告 示

島根県告示第324号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成19年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
太陽石油株式会社	杉内 祥廷	島根県益田市あけぼの本町9番地16	平成19年2月28日

島根県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
出雲医療生活協同組合	出雲市民病院	出雲市塩冶町1536 - 1	平成19年 4月1日

島根県告示第326号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成19年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第327号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成19年4月1日から東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第328号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
田野 俊平	内科	医療法人財団公仁会 鹿島病院	松江市鹿島町名分243 - 1	平成19年 3 月28日
日高 美佐恵	内科	邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成19年 3 月28日
川角 博規	内科	医療法人シンフォニア かわすみクリニック	出雲市塩冶町1559 - 14	平成19年 3 月28日

島根県告示第329号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成19年 4 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地		
清水医院	雲南市掛合町掛合857	精神通院医療	平成19年 1 月 1 日
柿木つくし薬局	鹿足郡吉賀町柿木村柿木651番地 5	育成医療 更生医療	平成19年 2 月 1 日
医療法人沖縄徳洲会出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964 - 1	更生医療	平成19年 3 月 1 日
海士町国民健康保険海士診療所	隠岐郡海士町海士1466	精神通院医療	平成19年 3 月 1 日
おちハートクリニック	益田市高津八丁目 5 - 2	精神通院医療	平成19年 3 月 1 日
天満ゆい薬局	浜田市天満町24 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 3 月 1 日
ファーマシィきりん薬局	出雲市国富町833 - 12	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 3 月 1 日
有限会社大谷仁成堂薬局高津店	益田市高津八丁目 5 - 3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 3 月 1 日
順天堂薬局サンデーズ益田駅前店	益田市駅前町17番 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 3 月15日

島根県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成19年 4 月 2 日付けで県営土地改良事業に係る益美（益田）地区三界小隅工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年4月2日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（津和野）地区西谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市	下向地区用排水施設事業（元気な地域づくり交付金）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第333号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄田信義

- 1 解除予定保安林の所在場所
江津市江津町1579 - 60、1579 - 61、1579 - 62、1579 - 63
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第334号

平成19年島根県告示第199号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市大東町篠淵800、1164	安井 正徳	雲南市大東町篠淵1031
雲南市大東町篠淵1154	安井 秀男	雲南市大東町篠淵635
雲南市大東町篠淵620 - 2	安井 十次郎	雲南市大東町篠淵621
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	足立 音次郎	仁多郡奥出雲町稲原57 - 1
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	糸原 操	松江市東朝日町151 - 25
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	稲田 幸枝	広島県安佐北区亀山南 1 - 15 - 9 - 4号
雲南市大東町塩田1055	大塚 興義	雲南市大東町塩田85
雲南市大東町塩田1052	大塚 由充	雲南市大東町篠淵202
雲南市大東町上久野1552 - 3	小川 武夫	雲南市大東町1200
雲南市大東町下久野1280 - 20	落合 又三郎	雲南市大東町下久野854
雲南市大東町下久野1273 - 3、1273 - 4、1273 - 13	落合 宗右衛門	雲南市大東町下久野854
雲南市大東町上久野1865	景山 愛三郎	雲南市大東町上久野715
雲南市大東町塩田231、273、274、276、280、1015から1018まで、1022、1029 - 1、1029 - 2、1035から1037まで、1038 - 1	黒川 常政	雲南市大東町上久野221
雲南市大東町刈畑1304、1305 - 1、1944 - 2、1944内 2、1946 - 2、1963 - 2、1933	黒川 正直	雲南市大東町刈畑1395
雲南市大東町刈畑1395、1396	黒川 吉三郎	雲南市大東町刈畑1393
雲南市大東町下久野967、974	郷原 光子	雲南市大東町下久野140 - 1
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	佐伯 忠男	仁多郡奥出雲町八川941
雲南市大東町塩田1011 - 3	新田 重夫	雲南市大東町塩田995 - 1
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	福島 久男	鳥取県米子市富益町597 - 16
雲南市大東町塩田954	藤原 美延	松江市西津田町1401 - 1
雲南市大東町篠淵801 - 1、1189 - 1	藤原 亀太郎	雲南市大東町篠淵1118
仁多郡奥出雲町八川2500 - 188	藤原 テル工	出雲市大塚町923 - 4
雲南市大東町塩田114 - 2、1079 - 2	村上 平左衛門	雲南市大東町塩田27

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第335号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第 7 項の規定により告示する。

平成19年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁業権者の名称及び住所

斐伊川漁業協同組合 雲南市三刀屋町下熊谷1272番地 5

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 変更の内容

(1) 遊漁料の額及び納付の方法

(変更前)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常 漁場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	(略)	(略)	(略)
	もくずがに	(略)	(略)	(略)
	あゆ	(略)	(略)	(略)
	やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)	(略)	(略)	(略)
	うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	(略)	(略)	(略)
	全魚種	(略)	(略)	(略)
特設 漁場	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
	やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)、その他溪流魚	(略)	(略)	(略)
	場所	飯石郡吉田村大字芦谷地区内長鳥橋上流から芦谷堰まで(400m)の深野川		

(変更後)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常 漁場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	(略)	(略)	(略)
	もくずがに	(略)	(略)	(略)
	あゆ	(略)	(略)	(略)
	やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)	(略)	(略)	(略)
	うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	(略)	(略)	(略)
	全魚種	(略)	(略)	(略)
特設 漁場	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
	やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ(いわな含む)、その他溪流魚	(略)	(略)	(略)
	場所	雲南市吉田町芦谷地区内長鳥橋上流から芦谷堰まで(400m)の深野川		

4 変更後の遊漁規則施行の日

平成19年4月13日

島根県告示第336号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市古志原六丁目19番32地先から同19番18地先まで	メートル 160.00	平成19年 4 月15日	松江県土整備事務所	
"	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原774番 1 地先から同775番 3 地先まで	19.00	平成19年 4 月13日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市殿町191番地先から同町200番地先まで	19.80	平成19年 4 月13日	松江県土整備事務所	
"	本庄福富松江線	松江市米子町52番 1 地先から同町58番地先まで	16.20	平成19年 4 月13日		
"	"	松江市母衣町134番 2 地先から同町134番 6 地先まで	23.70	平成19年 4 月13日		
"	"	松江市母衣町75番 3 地先から同町75番 6 地先まで	10.70	平成19年 4 月13日		
"	"	松江市母衣町75番 6 地先から同町80番地先まで	29.50	平成19年 4 月13日		
"	"	松江市母衣町35番地先から殿町351番 3 地先まで	77.60	平成19年 4 月13日		

島根県告示第337号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成19年 4 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 福浦（追加）
- 2 土地の表示

昭和56年 9 月29日島根県告示第906号で指定した標柱 1 号から標柱 4 号までを順次に結んだ線、標柱 1 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱 9 号を結んだ線、標柱 9 号から31号までを順次に結んだ線及び標柱 4 号と31号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市美保関町福浦625番	9号

"	622番	10号
"	1349番	11号
"	616番	12号
"	636番	13号
"	631番	14号
"	629番	15号
"	1337番	16号
"	1330番	17号及び19号
"	1331番	18号
"	1329番	20号から22号まで
"	553番	23号
"	554番	24号
"	564番	25号及び26号
"	567番	27号
"	1332番	28号及び29号
"	570番	30号及び31号

島根県告示第338号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成19年島根県告示第11号）の一部を次のように改正し、平成19年5月1日から施行する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

表浜田市の項中	-	を	「	1,260円	に改め、
	(315円)			1,260円	
	-			1,260円	
	(315円)			-	
	(315円)			1,260円	
	-			-	
	(315円)			-	

表出雲市の項中	「 駅南団地	-	を
		(630円)	

「 駅南団地	1,575円	に改める。
--------	--------	-------

島根県告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成19年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成19年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、1,750万円を上限とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
福田龍太 松江市秋鹿町3290番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成19年 4月 5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションこりょう
- 3 代表者の氏名
吉田 厚子
- 4 主たる事務所の所在地
島根県出雲市湖陵町二部1586番地 3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、出雲市湖陵町を中心とした地域の住民に対して訪問看護事業を行ない、在宅看護サービスの実現に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）景観地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江圏国際文化観光都市建設計画）地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江圏国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

大東都市計画用途地域

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 4 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字下意東1582番 1、1595番 3、1595番 4

面積 2,766.18平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字下意東1595 - 1

株式会社 アスト技建

代表取締役 安達 幸正

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 4 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

簸川郡斐川町大字上直江1967番 4、2058番、2348番 2、2350番 2 の一部（ 2 工区）

面積 7,111.61平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

簸川郡斐川町大字上直江2308番地

株式会社 出雲村田製作所

代表取締役社長 井上 純

内水面漁場管理委員会告示

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成19年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成19年4月13日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河川名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)
内共第1号 宍道湖			25		40	1,500			5,000	550	
			500		1,000						
内共第2号 斐伊川	500		9			180		37			2
	2,000		180					275			70
内共第3号 神戸川（下流）	455		14.4		3.5		2.5	20			6.5
	2,550		360		25		20	480			130
内共第4号 神戸川（上流）	25		3.6		1.5			5			1
	150		90		11			160			20
内共第5号 神西湖					6					10	3
					60						80
内共第6号 江川	2,300	7,000	16		10		5	20			50
	11,500		400		100		250	150			35
内共第7号 八戸川	340		2.11					30			
	2,200		80					300			
内共第8号 周布川	75		5					20			3
	800		100					800			100
内共第9号 三隅川	100		1.5					3			1
	450		40					50			20
内共第10号 高津川	1,010		1,768					140			10
	6,500		50					1,155			1.4
総計	4,805	7,000	78,378	0	61	1,680	7.5	275	5,000	560	76.5
	26,150		1,800	0	1,196		270	3,370			456.4

2 産卵場造成計画

(面積：㎡)

魚種	あゆ	うぐい	おいかわ（はえ）
内共第2号 斐伊川		115	
内共第6号 江川			1,000
内共第7号 八戸川			2,000
内共第9号 三隅川	1,250		
内共第10号 高津川	10,000		1,500

正

誤

平成15年 3月28日付け島根県報第1,456号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十八 ページ

島根県告示第三
百二十七号の表
中

行

隠岐郡西郷町大字今津字後山八三八番地先から 同大字字中瀬一四八番一地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字田垣八四六番一地先から 同大字字小谷八一九番一地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字後山八三八番地先から 同大字字西船六七二番四地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字後山八三八番地先から 同大字字中瀬一四八番一地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字田垣八四六番一地先から 同大字字小谷八一九番一地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字後山八三八番地先から 同大字字中瀬一四八番一地先まで
後			前		
C	B	A	C	B	A
一四・〇〇〇 三五・〇〇〇	一一・〇〇〇 一七・〇〇〇	六・〇〇〇 八・〇〇〇	一四・〇〇〇 三五・〇〇〇	一一・〇〇〇 一七・〇〇〇	一四・〇〇〇 三五・〇〇〇
一、四〇〇・〇〇〇	三三〇・〇〇〇	四八〇・〇〇〇	一、四〇〇・〇〇〇	三三〇・〇〇〇	一、七四〇・〇〇〇
隠岐支庁					
道路改良工事 一部町道移管					

誤

隠岐郡西郷町大字今津字風ノ松七七三番二地先から同大字中瀬一四八番一地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字風ノ松七七三番二地先から同大字田垣八四六番一地先まで	隠岐郡西郷町大字岬町字岬町一八九三番地先から同大字中瀬一四八番一地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字風ノ松七七三番二地先から同大字後山八三八番地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字田垣八四六番一地先から同大字小谷八一九番二地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字風ノ松七七三番二地先から同大字田垣八四六番一地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字後山八三八番地先から同大字中瀬一四八番一地先まで	隠岐郡西郷町大字岬町字岬町一八九三番地先から同大字今津字後山八五七番三地先まで	隠岐郡西郷町大字岬町字岬町一八九三番地先から同大字今津字後山八五七番三地先まで	隠岐郡西郷町大字今津字風ノ松七七三番二地先から同大字中瀬一四八番一地先まで
後				前					
E	D	B	A	E	D	C	B	A	
一・〇〇〇〇 一七・〇〇〇〇	二二・〇〇〇〇 一九・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 五二・〇〇〇〇	六・〇〇〇〇 八・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 一七・〇〇〇〇	二二・〇〇〇〇 一九・〇〇〇〇	一四・〇〇〇〇 三五・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 五二・〇〇〇〇	六・〇〇〇〇 八・〇〇〇〇	
三三〇・〇〇〇	五二〇・〇〇〇	三一〇〇〇・〇〇〇	五二〇・〇〇〇	三三〇・〇〇〇	五二〇・〇〇〇	一、四〇〇・〇〇〇	一、七〇〇・〇〇〇	二、二六〇・〇〇〇	
隠岐支庁									
上記のA、B、C、D及びEは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事一部町道移管一部事業用地に移管 フォースウェイ									

正

平成19年3月30日付け島根県報号外第32号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から10	12 職員の苦情の処理に関すること。	(12) 職員の苦情の処理に関すること。